

1 議 事 日 程 (2日目)

[平成25年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成25年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第77号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について
- 日程第2 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について
- 日程第3 議案第79号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第80号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第81号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第82号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第83号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第84号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第85号 太宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第86号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第87号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第88号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第89号 太宰府市公文書館条例の制定について
- 日程第14 議案第90号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第91号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第92号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第93号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第94号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第95号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第96号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第97号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第98号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第101号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第102号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第103号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第104号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議案第105号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について
- 日程第31 議案第107号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第37 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第38 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第115号 平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第40 議案第116号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第41 議案第117号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について
- 日程第42 議案第118号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第43 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
- 日程第44 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書
- 日程第45 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 陶山良尚 議員 | 2番 神武綾 議員 |
| 3番 上 疆 議員 | 4番 芦刈茂 議員 |
| 5番 小 畠 真由美 議員 | 6番 長谷川 公 成 議員 |
| 7番 藤 井 雅 之 議員 | 8番 原 田 久美子 議員 |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員 | 11番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 12番 門 田 直 樹 議員 | 13番 小 柳 道 枝 議員 |
| 14番 大 田 勝 義 議員 | 15番 佐 伯 修 議員 |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 福 廣 和 美 議員 |
| 18番 橋 本 健 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 10番 不 老 光 幸 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- 市 長 井 上 保 廣 副 市 長 平 島 鉄 信

教 育 長 木 村 甚 治
市民生活部長 古 川 芳 文
建 設 部 長 辻 友 治
教 育 部 長 今 泉 憲 治
総 務 課 長 友 田 浩
市 民 課 長 宮 原 広富美
都市計画課長 今 村 巧 児
教 務 課 長 井 上 均

総 務 部 長 三 笠 哲 生
健康福祉部長 中 島 俊 二
会計管理者併
上下水道部長 松 本 芳 生
教 育 部 理 事 堀 田 徹
経営企画課長 濱 本 泰 裕
福 祉 課 長 阿 部 宏 亮
上下水道課長 石 田 宏 二
監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂 口 進
書 記 白 石 康 子
書 記 力 丸 克 弥

議 事 課 長 櫻 井 三 郎
書 記 松 尾 克 己

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名で定足数に達しておりますので、休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第77号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第77号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第78号は可決されました。

(可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第10まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第3、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第10、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第79号から議案第86号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11と日程第12を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第11、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第12、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第87号及び議案第88号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第23まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第13、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」から日程第23、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第89号から議案第96号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第97号について通告があつていますので、これを許可します。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 議案第97号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」質疑を申し上げます。

太宰府史跡水辺公園の使用料が変更しているものとしていないものがありますが、その理由と使用料の算定方法について教えていただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） ただいまのご質疑についてご説明を申し上げます。

今回の料金改定につきましては、ご承知のとおり5%から8%に消費税が引き上げられることにつきまして改正するものでございます。この8%に引き直して計算いたしまして数字を上げておりますけれども、10円未満を切り捨てにしております。その関係上、変わるものと変わらないものが出てくるものでございます。10円未満を切り捨てる理由といたしましては、事務の簡素化、それと利用者の利便性に配慮したものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

次に、議案第98号及び議案第99号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第89号から議案第99号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号は総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25から日程第29まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第25、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第29、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第101号から議案第105号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第30から日程第35まで一括上程**

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第30、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」から日程第35、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第106号から議案第111号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第36、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第112号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 37 と日程第 38 を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第37、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第38、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第113号及び議案第114号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 39 と日程第 40 を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第39、議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第40、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第115号及び議案第116号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 41 と日程第 42 を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第41、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第42、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第117号について通告がありますので、これを許可します。

8 番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、第五次太宰府市総合計画の中の生涯学習の推進について、今回の条例の新旧対照表の中に軸が見当たらないのはなぜなのか、お聞きいたします。



○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 生涯学習につきましては、昭和62年の第二次太宰府市総合計画におきまして初めてその必要性はうたっております。平成3年には第三次太宰府市総合計画の中で生涯学習の確立を示し、第四次においては生涯学習社会の創造、第五次においては生涯学習の推進と、変遷を遂げながら進めてまいりました。また、ライフスタイルや価値観、雇用形態の多様化など、さまざまな環境の変化や新たな課題に対応しながら生涯学習社会のさらなる創造を図るために平成23年第三次太宰府市生涯学習推進基本計画を策定しまして、生涯学習課を中心とした全庁的に取り組んでいるところであります。

今回の機構改革では、文化やスポーツ、地域づくりや健康づくりを一体化させた市民の生きがいづくりを推進するための部として地域健康部を位置づけ、事務分掌条例の中で文化、スポーツなどの生涯学習に関する事務を定めているところであります。文化学習、スポーツ、社会教育、人権啓発や環境、地域活動など、生涯学習と非常に幅広いものでありまして、今後とも担当課だけではなく、それぞれの視点を持った中で関係部署が相互に連携を図りながら進めてまいります。

なお、現在は、教育委員会事務局等組織規則の中で生涯学習課生涯学習係の事務分掌として生涯学習の推進や生涯学習基本計画に関することが規定されており、機構改革後も職務執行規則の中で具体的な事務といたしまして生涯学習というものを定めていく予定にいたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この機構改革の中の新旧対照表の中には文化学習係となっておりますけれども、条例にはカというところがありまして、文化に関することと書いてありますけれども、これは文化だけではないと思うんですよね。もしかして学習というものを考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 生涯学習の概念、考え方につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりです。今回の条例につきましては、太宰府市の事務分掌条例の全部を改正する条例の提案でございます。この条例の主な内容としましては部の設置、それとその部のですね、事務分掌を定めております。これを今、全部改正として提案をさせていただいています。この生涯学習という言葉そのものにつきましては、先ほど答弁しましたように事務規則の中で生涯学習課という組織の中に生涯学習係と位置づけまして、先ほど言いました生涯学習という文言が出ております。条例の中には従来から生涯学習というものはあっておりません。教育委員会については教育委員会の職務の法令あるいは規則がございまして、その中で定めておりますので、今回の条例の中に今質疑をされました生涯学習という字句が表記をされていないということでございます。生涯学習というのは先ほど答弁したところで進めてまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

次に、議案第118号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第117号及び議案第118号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第43、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」について趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、小島真由美、賛成者は福廣和美議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子・高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持強化していくために社会保障と税の一体改革関連8法案が昨年8月に成立しました。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅、低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引き上げ段階では簡素な給付措置が実施されます。しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいます。

与党の平成25年度税制改正大綱では、消費税10%への引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すとし、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で結論を得るものとする旨と合意されています。

よって、政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求めます。

1、軽減税率制度の導入へ向けて、年内に結論を得るよう、その議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小、小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。ご審議のほどよろしくお願い

申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

これで質疑を終わります。

意見書第9号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第44、意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」についての趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、小島真由美、賛成者は福廣和美議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

内閣府が発表した今年4月から6月期の国内総生産の改定値は、実質で前期（1月から3月期）比0.9%増となり、年率換算では3.8%増と、8月発表の速報値から大幅に上方修正しました。实体经济の現状を示す数多くの指標が改善し、企業の景況感が上向いている一方で、賃金上昇を実感する国民は少なく、賃上げ要請が高まっています。

10月1日に決定した税制改正大綱には企業減税が盛り込まれていますが、これらが賃上げなど景気浮揚に向けた動きとなるかどうかは、企業自身の判断に委ねられ、内部留保にとどまる懸念も拭えません。

また、同じく税制改正大綱の中で所得拡大促進税制の要件緩和方針が決定しましたが、さらなる支援策として最低賃金の引き上げに取り組む企業への助成金として中小企業の最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の拡充を図ることや、業界を挙げた賃金底上げの環境整備を支援する助成金（業種別中小企業団体助成金）などの拡充を図ることも検討すべきと考えます。

そこで、9月に始まった政府、労働者、企業経営者の各代表による政労使会議では賃金の引き上げが経済成長に必要不可欠との認識を労使間で共有し、企業が賃金を引き上げしやすい環境を整えるための実行力が求められます。

アベノミクスによる景気回復の兆しから、実感が伴う景気回復を実現するためにも、減税等

による業績好転から得た収益を確実に賃金上昇に反映させるための賃金の配分に関するルールづくりもポイントと言えます。

よって、政府におかれては、実効的な賃上げに結びつくような施策を講じるとともに、具体的な道筋を示すことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第10号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第45、意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」の提案について案文を朗読してご提案にかえさせていただきたいと思えます。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は渡邊美穂議員であります。

「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」。

安倍政権は10月25日、特定秘密の保護に関する法律案を閣議決定し、国会に提出した。しかし、同法案は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、後世の検証も担保されておらず、国民にはそもそも何が特定秘密なのかすら明らかにされない。国民の知る権利や表現、言論の自由、取材、報道の自由を著しく制限しかねず、拙速な制定は将来に大きな禍根を残すものである。

最大の問題点は、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いことである。秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、扇動することも処罰対象となり、処罰範囲がどこまでも広がるおそれがある。どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされれば、その情報が特定秘密かどうかを知らないまま強く開示を求めた市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等が罪に問われ

るケースもあり得る。

また、最高懲役10年という厳罰化によって公務員が記者との接触を過度に避けたり、調査活動をしている研究者や市民が政府情報に近づくことに慎重になり、民主主義の基本である国民の知る権利が侵害されるおそれが高い。知る権利や報道、取材の自由への配慮が法案に盛り込まれたとはいえ、強制力のない努力規定にとどまる上、報道の正当な義務と著しく不当な方法の境界線が不明であり、取り締まる側が自由に解釈できる余地がある。

さらに、秘密指定の基準づくりに有識者会議の意見を聞くとされるが形だけのもので、個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限はないこと、内閣が認めれば30年を超えて永続的に情報開示を拒むことができること、特定秘密取り扱いも適正評価のため、行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの個人情報調査が可能となり、著しいプライバシー侵害のおそれがあること、国会への特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多い。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法案には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない。

何よりも、日弁連を初めとする法曹界、学者、研究者、言論界などから多くの反対の声が上がっている。パブリックコメントの8割が法制定に反対であり、マスコミ各紙の調査でも反対意見や慎重意見が多数であり、市民の理解を得ているとは到底言えない。

よって、福岡県太宰府市議会は、国会及び政府に対し、国民の権利を大きく侵す危険性を含んでいる特定秘密の保護に関する法律を制定しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては列記しているとおりでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第11号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時27分

~~~~~ ○ ~~~~~